

第54回 表彰委員会

日 時：令和5年4月13日（木）14時～

場 所：日本水道会館7階第1会議室

【議 題】

- 1 令和5年度表彰対象候補者・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 団体会員・会社会員・個人
- 2 記念品の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

【参 考】

表彰規定・適用基準・別表

【別 添】

- 資料1・・・・・・・・・・・・・・・・・・水団連会員名簿・入会期間
資料2・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員一覧表（就任順）
資料3・・・・・・・・・・・・・・・・・・常設委員会委員就任歴一覧

一般社団法人 日本水道工業団体連合会

議題-1

■令和5年度表彰対象候補者

○感謝状（基準日：6月2日）

(1) 入会30年以上の会員（組織）[規定第3条第2号]

	会社名	入会時期	経過年数
1	八洲電機(株)	H5.3.1～	30年3月
2	(株)磯村	H5.4.1～	30年2月

(2) 入会20年以上の会員（組織）[規定第3条第2号]

	団体・会社名	入会時期	経過年数
1	アルミニウム合金製屋根工法協会	H14.10.1～	20年8月
2	(株)正興電機製作所	H14.7.1～	20年11月
3	(株)ベルテクノ	H14.7.1～	20年11月
4	岡田産業(株)	H15.4.1～	20年2月
5	管清工業(株)	H15.4.1～	20年2月

(3) 入会10年以上の会員（組織）[規定第3条第2号]

	会社名	入会時期	経過年数
1	橋本総業(株)	H25.4.1～	10年2月
2	三井金属エンジニアリング(株)	H25.4.1～	10年2月

○表彰状（基準日：6月2日）

(1) 役員（理事）就任30.20.10年以上[規定第4条第1号]

1 ^{たかはしかずやす}高橋和靖 氏（三協工業(株) 代表取締役）

平成5年5月就任・30年

2 ^{しらさわ ひろし}白澤 洋 氏（配水用ポリエチレンパイプシステム協会 事務局・アドバイザー）

平成25年6月就任・10年

(2) 委員就任 10 年以上[規定第 4 条第 1 号]

- 1 ^{えぐちふじのり}江口藤徳 氏 (水 ing(株) エンジニアリング企画部参事)
平成 24 年 10 月需給調査委員就任・通算 10 年
- 2 ^{すぎもとただあき}杉本忠明 氏 ((株)清水合金製作所 営業本部副本部長)
平成 24 年 10 月広報宣伝委員就任・通算 10 年

(3) 代理者「10 年以上 (役員及び委員)」[規定第 4 条第 1 号]

該当者なし

議題-2

■記念品の選定

○感謝状

(会員：組織) [規定第3条第2号]

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 入会 30 年以上の会員 | 七宝焼き花瓶及び賞状額 (前年例) |
| (2) 入会 20 年以上の会員 (団体) | 七宝焼き花瓶及び賞状額 (前年例) |
| (3) 入会 20 年以上の会員 (会社) | 七宝焼き花瓶及び賞状額 (前年例) |
| (4) 入会 10 年以上の会員 (団体) | 七宝焼き花瓶及び賞状額 (前年例) |
| (5) 入会 10 年以上の会員 (会社) | 一輪挿し及び賞状額 (前年例) |

○表彰状

(個人：連合会役員・委員) [規定第4条第1号]

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 就任 10 年以上 | ギフト券及び賞状額 |
|---------------|-----------|

(個人：連合会役員・委員の各代理) [規定第4条第1号]

- | | |
|---------------|------------|
| (2) 就任 10 年以上 | 七宝焼き額及び賞状額 |
|---------------|------------|



退職者、役員・委員の各代理

七宝額「カトレア」

[参考：記念品相当額]

(単位：円)

表彰対象		10年目	20年目	30年目
会員	団体（感謝状）	25,000	<u>30,000</u>	40,000
	会社（感謝状）	<u>10,000</u>	<u>20,000</u>	<u>40,000</u>
	退会（感謝状） （会員歴15年以上）	10,000		
個人	役員・委員（表彰状）	<u>40,000</u>	40,000	<u>40,000</u>
	代理人（表彰状）	30,000	—	—
	所属会員から退職（感謝状）	20,000	—	—
	退会会員に所属（感謝状）	10,000	—	—

一般社団法人日本水道工業団体連合会表彰規定

第1条 一般社団法人日本水道工業団体連合会（以下「連合会」という。）の発展及び上水道・工業用水道・下水道等の水道産業界の振興等に貢献された会員並びに功労のあった会員所属個人に対する表彰は、この規定の定めるところによる。

第2条 功労者に対する表彰は次の3種とする。

- 1 感謝状
- 2 表彰状
- 3 褒状

第3条 感謝状は次の各号の1に該当するものに贈呈する。

- 1 連合会の役員又は委員としてその発展に貢献し、功績が顕著と認められる者。
- 2 連合会の会員としてその活動に協力し、事業運営の改善向上に尽力した者。
- 3 団体会員の役員又は委員としてその職に尽力され、水道産業の発展のため特に貢献したと認められる者。
- 4 その他連合会の発展に特に功績があったと認められる者。

第4条 表彰者は次の各号の1に該当するものに贈呈する。

- 1 会員所属の役員又は幹部職員が連合会の事業運営の改善向上に尽力し功績が顕著と認められる者。
- 2 連合会の専従役員又は職員が多年勤務し、その事業運営の改善、向上に尽力したと認められる者。
- 3 団体会員の専従役員又は職員が所属団体に多年勤務し、連合会の事業運営の改善向上に尽力し功績が顕著と認められる者。

第5条 褒状は次に掲げるものに贈呈する。

- 1 連合会の会員で製品の発明、発見、技術の開発、改善により水道産業界の振興に著しく寄与した者。
- 2 連合会の会員で水道産業界に関する製品、技術等を海外に広め、特に功績が顕著な者。

第6条 感謝状、表彰状、褒状には各々副賞として記念品を贈呈できるものとする。

第7条 功労者の表彰は表彰委員会及び理事会の議を経て会長が行う。

第8条 功労者の表彰は原則として連合会の総会において行う。

第9条 本規定は昭和50年2月17日より施行する。

表 彰 規 定 適 用 基 準

一般社団法人日本水道工業団体連合会表彰規定の適用にあたっては、この基準を適用する。経過年数の積算は総会開催時とする。個人受章者の年齢は問わないものとする。

第 3 条第 2 号関係（組織）

- 2-1 連合会の団体会員及び会社会員を対象とする。
- 2-2 適用は入会后 10 年目、20 年目及び 30 年目とする。

第 3 条第 4 号関係（組織及び個人）

- 4-1 連合会の会員（組織）が入会后、15 年を超えて退会する場合で、前回受章後 5 年以上経過しているものを対象とする。
- 4-2 連合会の事業運営及び活動に特に尽力された役員及び委員又はその代理者が所属組織を退職する場合で、その所属組織から推薦のあった者で最近 5 年間に表彰を受けていない者を対象とする。

第 4 条第 1 号関係（個人）

- 1-1 「会員所属の役員又は幹部職員」とは、理事及び監事又は常設委員会等の正規の委員をいう。
- 1-2 適用は原則として就任 10 年目、20 年目及び 30 年目とする。
- 2-1 なお、連合会の役員又は委員の代理として、会員所属の役員又は幹部職員がその事業活動に多年参画した者についての適用は原則として就任後 10 年とする。

第 4 条第 2 号関係（個人）

- 2-1 本条は連合会専従役員及び退職職員に適用し、その他については、「職員服務規程」に振り替え適用する。

【別表】

	組織		個人		
	団体会員	会社会員	団体所属	会社所属	水団連 役職員
第3条第1号			不適用	不適用	
第3条第2号	10・ <u>20</u> ・30	<u>10</u> ・ <u>20</u> ・ <u>30</u>			
第3条第3号			不適用		
第3条第4号	退会入会歴 15年以降 前回受賞後 5年を経過	退会入会歴 15年以降 前回受賞後 5年を経過	退職時適用	退職時適用	
第4条第1号			役員・委員 <u>10</u> ・20・30	役員・委員 <u>10</u> ・20・ <u>30</u>	
			代理者 10	代理者 10	
第4条第2号					役員 退職者
第4条第3号			不適用		